

12月1日の暴風被害で
人や建物が被害にあった方へ



12月1日の暴風による被害が
非常に大きかったことから、
特例的に災害見舞金の支給条件を
拡大し給付します。



災害見舞金のお知らせ



対象となる被害

住宅/事業用建物見舞金

- ・現に居住している建物
- ・現に事業に使用している建物 が暴風で被害を受けた場合に、破損の程度に応じて1世帯につき以下の見舞金を支給します。
全壊：200,000円 半壊：100,000円
半壊未満：20,000円

弔慰/傷害見舞金

- ・暴風被害により10日以上入院した方
- ・暴風被害により死亡した方のご家族
に対し、見舞金を支給します。
死亡：50,000円
負傷：25,000円



見舞金を受けるための手続きについて

所定の様式（災害申出書）と以下の書類を用意し、申請先まで提出してください。

【必須書類】・被害状況が分かる写真、又は
（添付） 修繕のための見積書、依頼書
契約書、領収書など

【確認書類】・本人確認書類（免許証など）
・支給先の振込口座通帳
（確認書類は確認後に返却いたします）

※「災害申出書」は住民課窓口で配布又は村ホームページからの印刷によりご用意ください



対象外となる場合

以下の例は見舞金の対象外となります。

- ・建物以外の破損（建物とは、基礎、屋根、柱、壁の全てを備えているものを指します）
- ・建物の屋外に付帯する設備の破損（物干し台が曲がった、アンテナが折れた など）
- ・人が住んでいない物置や車庫、使用していない建物の破損
- ・被災状況の分かる写真や、修繕した証拠書類が用意できない場合
- ・12月1日の災害に関係のない損壊や怪我で入院した場合

申請先と×切

申請先：
中札内村役場 住民課住民グループ

提出方法：
郵送又は来庁により提出してください

×切：
令和4年3月31日まで

【注意点】

- ・見舞金の認定は世帯又は法人単位で行います。複数棟の建物に被害があった場合でも1世帯/1法人で受けられる見舞金は1件分のみとなります。
- ・原則、被害に遭ったご本人が申請してください。